科研費

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 6 日現在

機関番号: 32621

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2014~2016

課題番号: 26380129

研究課題名(和文)私的整理と法的整理の「統合」 ドイツの「再生準備手続」を手掛かりとして

研究課題名(英文)"Integration" of Out-of-Court and In-Court Business Insolvency Proceeding-

研究代表者

田頭 章一(TAGASHIRA, Shoichi)

上智大学・法学研究科・教授

研究者番号:80216803

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文): 本研究においては、企業再建型の私的整理と法的整理の「統合」のあり方を検討するために、わが国における「準則型」私的整理の発展を跡付けるとともに、EUを中心に活発化してきた「倒産前、企業再建手続の動きを比較対象として検討した。

前」企業再建手続の動きを比較対象として検討した。 わが国では、本研究に密接に関わる「事業再生に関する紛争解決手続の更なる円滑化に関する検討会報告書」 (2015年)が発表されたため、上記比較法の分析を踏まえた「検討会報告書」提言を検討する論考を本研究 のまとめとして発表することとした(2017年6月を予定)。

研究成果の概要(英文): In this research I have looked at the development of "regularized" out-of-court workouts in Japan and studied "preinsolvency" type restructurung procedures developed recently in EU to explore possible ways of "integration" of out-of-court and in-court corporate reorganization processes.

Based on research stated above I have analysed the "Report for Further Facilitation of Dispute Resolution regarding Business Reorganization" (2015) and will publish an article on the Report as a final achievement of this research.

研究分野: 倒産処理法、民事手続法

キーワード: 私的整理 準則型私的整理 法的整理

1.研究開始当初の背景

研究代表者は、かつて、企業再建型手続と しての限界が指摘されていた和議手続につ いて、私的整理との同質性・連続性を前提と した手続の機能に着目してその位置づけを 図るべきことを主張した(「和議手続きの機 能について(1)(2)(3・完)」民商法雑誌 100 巻 1 号 84 頁、2 号 249 頁、3 号 412 頁)。 もちろん、そこでの議論は、旧倒産処理法制 の下でなしたものであるが、私的整理と法的 整理(事業再建型手続を念頭に置くが、事業 清算手続など他の手続類型も除外しない。以 下同じ)を架橋する手続に関する理論的・実 務的必要性は失われていない。そのような観 点から、研究代表者は、近時においても、私 的整理・事業再生ADRと再建型法的整理の 関係についていくつかの論文を発表してき た。それらの研究の結果、現行制度は、私的 整理(事業再生ADRも含む)と法的整理を 異質のものとして両者を架橋するという発 想から脱し切れていない点に限界があり、今 後は、更に進んで、私的整理と法的整理を「統 合」する手続を検討する必要がある、という 着想を得るに至った。

本研究は、このような観点から、わが国において「準則化」された私的整理と法的整理の連続性が意識されてきたことの意義を踏まえつつも、異質の手続を架橋するという「連続性」という発想から脱して、両者を「統合」する手続を構想すべく開始されたものである。

2.研究の目的

裁判外の倒産処理手続(私的整理)はとく に事業再生の場面で着実な発展をみせ、法的 倒産処理手続(法的整理)との連続性を確保 した倒産処理のあり方についても共通の認 識が醸成されつつあるが、現実の倒産処理の 場面でそれが十分に機能しているとは言い 難い。本研究は、上記のような申請者のこれ までの研究の成果と近時の制度的・実務的発 展を踏まえて、また、外国法制、とりわけ最 近のドイツ倒産法の改正で導入された「再生 準備手続」を手掛かりにして、わが国にとっ て最も望ましい手続構成を探ることを目標 とした。当初ドイツ法を主たる検討対象とし て設定したのは、近時のわが国の議論は、い わゆるプレパック型再生手続(事前調整型再 生手続)やDIP型会社更生手続の展開にみ られるように、アメリカの倒産法制(とくに 連邦倒産法第11章再建手続)の影響が強く、 私的整理と法的整理との関係も、アメリカ法 をモデルとして発展してきた側面が大きい ことを考慮したものであった。ドイツでは、 アメリカ法を参考にして法改正(1994年) がなされたにもかかわらず、DIP型事業再 建手続 (「自己管理手続」) がそれほど使われ ず、独自の展開をみせたのとは対照的といえ る。ドイツでは、2011年の倒産法改正におい て、法的手続の申立て後、開始決定前に、3 か月という期間内に債務者主導で再生計画の概要を決定する手続に、Sanierungsvorbereitendes Eröffnungsverfahren"[再生準備手続])が導入され、2012年3月から運用を開始している。これは、倒産手続開始申立て後の強制執行の中止命令等による助力を与えながら、法的整理の中に私的整理プロセス(の一部)を取り込む試みといえ、わが国と倒産手続の構成が類似しているドイツにおけるこの手続導入の経緯や改正後の実務等を研究することにより、わが国の制度構成にも重要な示唆を与える可能性があると考えた。

このような視点から、私的整理と法的整理 を統合する手続のあり方を研究し、最終的に はわが国の「統合」のあり方について具体的 な提言をすることを目標とした。

3. 研究の方法

平成26年度から28年度までの3年間の研 究期間のうち、初年度は、日本と米独を中心 とする制度的・実務的状況の文献による調査 と、日独を中心とする実態調査を並行して行 った。すなわち、私的整理と法的整理の関係 についてのわが国の学説史・制度史の分析、 日本法制の現状と問題点の調査等を実施し た。より具体的には、純粋な私的整理、事業 再生ADRなどと法的整理との法制上、実務 上の関係について、文献、実態調査によりそ の全体像を明らかにするとともに、近時活発 化している倒産法の再改正の機運の中で、私 的整理と法的整理の関係についての議論が どのような状況であるかについても検討を 行った。また、比較法の観点からは、ドイツ の 2011 年倒産法改正の背景・立法趣旨と同 法施行後の実務の状況を文献調査によって 可能なかぎり明らかにすると同時に、ドイツ のフランクフルト大学教授である Wilmowsky 教授の助言を得ながら、裁判所 調査、現地専門家のインタビューなどを行っ た。また、文献調査等により、EU における 簡易な事業再建型手続整備の動きが加速し ているという情報を得たため、EU 本部を訪 問して、担当者へのインタビュー等を行った。 以上と並行して、アメリカ法、そしてその 他の国の状況や実務の展開については、文献 による調査を進め、国内の事情については、 私的整理に詳しい弁護士等へのインタビュ - を行うなど、幅広い情報収集を心がけた。 平成 27 年度は、前年度に得た知見を基に して、休暇中に在外実態調査を行い、集中的 な資料・情報の収集・分析を行った。比較法 的分析の対象は、前述のように、当初ドイツ 法としたが、研究を進めるに従い、ドイツの 「再生準備制度」が必ずしも実務のニーズに 対応しているとは評価されていない点、また EU のイニシアチブでより使いやすい再建手 続を作る動きが勢いを増してきたことを考 慮して、EU 全体およびドイツ以外のメンバ

-国(英仏など)にも研究対象を広げた。同

年度後期においては、それまでの研究の成果 を研究会等で発表する(後述)ための準備作 業を行った。また、それらの研究会における 参加者からの指摘は、最終年度の研究計画の 策定に際して、参考にした。

平成 28 年度は、(1)比較法研究のまとめと、(2)わが国の法制に関する具体的提言の準備を目標とした。(1)については、上述のように、EU 全体で理念を共通にする企業再建型手続の創設が志向されていることに鑑み、EU やドイツ以外メンバー国の動向を研究する方針とした。また、(2)については、2015年に、EU その他の企業再建型手続の動向を考にした「事業再生に関する紛争解決手続の更なる円滑化に関する検討会報告書」が発表されたため、その提言に対する検討という形で本研究のまとめをすべく、準備を行った。

4.研究成果

研究成果としては、次の2点を挙げることができる。

まず、日本、ドイツ、アメリカにおける私的整理の概念の違い、企業再建型手続についての考え方の違いなど、各国(地域)倒産の理手続の基本構造の相違点について、いる。そのが国の事態は、各国(地域)で様々である。の形態は、各国(地域)で様々であり、わが国の「統合」のあり方を考察するによいずれか国や地域の法制をモデルにるのいてはなく、私的整理と法的整理の関係につがら、私的整理と法的を理の関係にわが国の理論的・実務的展開を踏まえた制度設計をする必要がある点を示すことができたと考える。

もう一つの成果は、上記の観点から、私的 整理と法的整理の関係を「連続性」「統合」「相 互乗り入れ」などに分類した上で、「統合手 続」を具体的な提言として示すことができた ことである。この成果は、すでに紹介した「事 業再生に関する紛争解決手続の更なる円滑 化に関する検討会報告書」を検討対象とした 論考(下記論文「再建型私的整理手続と法的 整理手続の『統合』試論」) によって行われ た。これに加え、私的整理と法的整理が融合 的に機能する場面における具体的解釈問題 の一つである社債のデフォルト時の手続法 上の問題について、また、私的交渉から法的 整理への移行時の重要問題である倒産手続 申立代理人の地位について、判例等を基に検 討する機会をもつことができたことも本研 究の成果の一環である(下記論文「債券・社 債の管理人の手続上の地位 、 破産申立代理 人の義務と責任)など)。

平成 16 年の破産法改正から 10 年以上たち、最近、再度の倒産法の改正を促す動きがみられるようになってきた。本研究の成果は、来るべき法改正の際の議論において貢献しうるにとどまらず、法制化が困難な側面については運用論としても意義をもちうるものと

考える。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計5件)

田<u>頭章一</u>「再建型私的整理手続と法的整理 手続の『統合』試論」上智法学論集(査読な し)60巻4号掲載予定

田頭章一「外国国家が発行した円建て債券に係る償還等請求訴訟につき,当該債券の管理会社による任意的訴訟担当が認められるか(最高裁平成28年6月2日判決)」法学教室(査読なし)436号42頁-47頁(2017年1月)

田頭章一「破産申立代理人の義務と責任: 裁判例の整理と若干の考察」上智法学論集 (査読なし)59巻4号141-165頁(2016年3月)

http://digital-archives.sophia.ac.jp/re pository/view/repository/20161214012

田頭章一「債券・社債の管理人の手続上の地位:会社法が適用されない「債券等の管理人」の訴訟担当等の可能性(2・完)」上智法学論集(査読なし)59巻2号55-92頁(2015年10月)

http://digital-archives.sophia.ac.jp/repository/view/repository/00000035449

田頭章一「債券・社債の管理人の手続上の地位:会社法が適用されない「債券等の管理人」の訴訟担当等の可能性(1)」上智法学論集(査読なし)59巻1号1-50頁(2015年7月)

http://digital-archives.sophia.ac.jp/repository/view/repository/00000035330

[学会発表](計2件)

田頭章一「制度論としての私的整理と法的整理の『統合』」2015年10月17日(東京大学)(東京都文京区)

田頭章一「法的整理と私的整理 両者の「統合」に向けて 」2015年9月29日(大阪事業再編実務研究会)(大阪市北区)

[図書](計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称: 発明者:

権利者: 種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 取得年月日: 取内外の別:			
〔その他〕 ホームページ等			
6 . 研究組織 (1)研究代表者 田頭 章一 (TAGASHIRA, Shoichi) 上智大学・法学研究科・教授 研究者番号:80216803			
(2)研究分担者	()	
研究者番号:			
(3)連携研究者	()	
研究者番号:			
(4)研究協力者	()	